

## 感染症による欠席についてのお願い

感染症(新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、溶連菌等)による欠席の場合、必ず『感染症による欠席届』を提出して下さい。提出がない場合は出席停止となりません。届出は担任から受取る、またはHPからダウンロードできます。

※小中学校では届出の提出が不要の場合もありますが、本校では必要な手続きとなります。

※定期考査を欠席した場合、医療機関を受診したことを証明できるものが必要となります。

感染症による欠席届	
* この届は、学校において感染症による出席停止の際に使用します。登校を再開後、早めに(目安:1週間以内)提出して下さい。	
* 医療機関の領収書やお薬の説明書のコピーを必ず裏面に貼付して下さい。	
学校	石川県立金沢西高等学校
学年・組	( ) H ( ) 番
生徒氏名	
受診医療機関及び担当医	
診断名	
欠席期間	令和( )年( )月( )日( )曜日より 令和( )年( )月( )日( )曜日まで
早退	令和( )年( )月( )日( )曜日 午前・午後( : )早退
上記の通り、欠席したことを届け出します。	
令和( )年( )月( )日 保護者氏名 _____	

参考 出席停止期間の基準(学校保健安全法施行規則第19条)抜粋

○第2種 次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めたときは、この限りではない。

- ・インフルエンザ 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで。
- ・百日咳 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
- ・麻しん 解熱した後3日を経過するまで。
- ・流行性耳下腺炎 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
- ・風しん 発しんが消失するまで。
- ・水痘 水痘にあっては、すべての発しんが痂皮化するまで。
- ・咽頭結膜熱 主要症状が消退した後2日を経過するまで。
- ・結核 病状により学校医またはその他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- ・髄膜炎菌性髄膜炎 病状により学校医またはその他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- ・新型コロナウイルス感染症 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。

欠席届の様式は本校のホームページからもダウンロードできます。

医療機関の領収書やお薬の説明書の「コピー」が必要です。裏面に忘れずに貼付してください。

こども医療費助成制度を利用された場合には領収書が発行されない場合があります。ご注意ください。

登校再開後、早め(目安:1週間以内)に提出してください。

出席停止期間については感染症ごとに法律による基準がありますので、参考にしてください。

ただし、医師の指示がある場合には期間が変更となる場合があります。

【以下の場合は、出席停止扱いになりません】

- ・特に新型コロナウイルスに関して、医療機関を受診せず自宅で検査キットを用いて判断した場合
- ・領収書や薬剤説明書等の添付がなく、医療機関受診の確認がとれない場合

【医療機関において感染症と診断された場合の連絡方法】

「令和7年度 欠席・遅刻連絡フォーム」の理由で診断名を選択します。理由の補足…には下記のように入力します。  
例) 39.2°C 発症日4月1日、4月7日まで欠席です。

※発症日は発熱した日や受診日とは限りません。

※送信したあと、翌日以降の連絡は不要です。ただし、欠席が延長する場合は再度入力をお願いします。